

令和2年度 事業戦略等推進事業費補助金 募集要項（5次募集）

1. 募集目的

県内中小企業者等が経営革新計画、事業戦略、経営計画又はこれらに準ずる事業計画の実現化のために計画に沿って行う販路開拓の取り組みを支援することにより、生産性の向上など企業の継続的な発展につなげ、地域の中小企業等の振興を図ることを目的とします。

2. 募集する事業について

(1) 募集する事業：事業戦略等推進事業

(2) 補助対象者：中小企業者等

※「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者並びに同条第2項に規定する組合等、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定する小規模事業者、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合及び森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び個人とする。

(3) 補助対象事業区分

「販路開拓事業」

※令和3年4月～6月に開催される展示会・見本市出展にかかる経費のみを対象とします。

【補助対象経費】

職員旅費、会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料）、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、印刷製本費、翻訳料及び通訳料、会議費、資料購入費

※「新事業動向等調査事業」「人材養成・人材確保事業」「生産性向上支援事業」「新商品・新技術・新役務開発事業」「販路開拓・人材確保事業（新型コロナウイルス感染症対策特別枠）」については、今回の募集からは除きます。

(4) 補助内容

補助率：1/2以内

補助限度額：200万円

事業期間：交付決定日から令和3年6月30日

(5) 申請要件等

申請にあたっては、下記のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・中小企業等経営強化法に基づき知事が承認した「経営革新計画」の策定
- ・当センターの事業戦略支援会議が承認した「事業戦略」の策定
- ・県内商工会または商工会議所が認定した「経営計画」の策定
- ・その他、これらに準ずる事業計画の策定

3. スケジュール

募集期間	令和2年12月1日（火）～令和3年1月20日（水）
審査	令和3年2月中旬頃 予定
交付決定	令和3年2月下旬頃 予定
補助事業実施期間	交付決定日～令和3年6月30日

※交付決定日以前に着手した経費は補助対象外になります。

※申請書類による書面審査を行います。なお、審査員が必要があると判断した場合は、プレゼンテーションによる説明を求める場合があります。

4. 応募方法等

(1) 応募書類：応募にあたっては下記書類をご提出ください。

【全事業者】 【共通】	①補助金交付申請書 ②県税の納税証明（ <u>滞納が無いことを証するもの／正本</u> ）※申請日から3か月以内のもの ③決算書の写し（直近2期分） ④定款の写し又は履歴事項全部証明書（写し可）※証明書は申請日から3か月以内のもの ⑤申請金額の積算根拠となるような資料（見積書、料金表、過去の請求書等）			
	【該当事業者のみ】	<経営革新計画に基づき 申請する場合>	<事業戦略に基づき 申請する場合>	<経営計画に基づき 申請する場合>
	①経営革新計画承認通知書（写し） ②経営革新計画に係る承認申請書（写し） ③各事業計画と補助事業の位置付けについて（添付様式1） ④資金計画書（添付様式2）	①事業戦略（写し） ②各事業計画と補助事業の位置付けについて（添付様式1） ③資金計画書（添付様式2）	①経営計画認定通知書（写し） ②経営計画書（写し） ③各事業計画と補助事業の位置付けについて（添付様式1） ④資金計画書（添付様式2）	①策定した計画書（写し） ②各事業計画と補助事業の位置付けについて（添付様式1） ③資金計画書（添付様式2）
	<販路開拓事業において、展示会等への出展が含まれる場合>			
	①販路開拓事業に係る取り組み概要（添付様式3） ②出展する展示会の内容が分かる資料 ③出展するアイテム等が詳しく分かる資料			

※各種様式等については当センターHPよりダウンロードしてください。

当センターHP ⇒ https://joho-kochi.or.jp/center/kochisangyokikin_5jibosyu.php

(2) 受付方法

申請書類に押印のうえ、応募書類一式を経営支援課まで郵送または持参してください。

なお、募集期間最終日の17時までに受付を完了したものを審査の対象とします。予算がなくなり次第、申請受付を終了いたします。

5. 審査の実施

申請書類による書面審査を行います。なお、審査員が必要があると判断した場合は、プレゼンテーションによる説明を求める場合があります。

6. 審査結果について

審査結果は申請者に文書で通知します。また、採択結果（採択事業者名、事業計画名、採択者数等）を当センターHPにて公表します。

7. その他（注意事項等）

- ・提出された書類等は返却しません。
- ・申請時点において、他の補助制度等の採択を受けている場合、同一の内容についての申請はできません。
- ・採択者は、採択後5年程度事業の進捗確認や調査等に協力していただきます。
- ・なお、新型コロナウイルス感染症対策の推進のため、以下の点についてご理解とご協力をいただくようお願いします。

○感染状況により、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請、同法第45条第2項に基づく休業等の要請及び同条第3項に基づく休業等の指示を行うことがあること

○業種別「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守すること

○接触確認アプリ（COCOA）の利用を広げていくこと

※参考 接触確認アプリ（COCOA）について（厚労省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

8. お問い合わせ先

〒781-5101 高知市布師田 3992-2

公益財団法人高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課

[TEL] 088-845-6600 / [FAX] 088-846-2556

[E-mail] kigyousinkou@joho-kochi.or.jp

[HP] <http://www.joho-kochi.or.jp/>